

1. 調整財源

■ 基本的な考え方（検討の方向性）

（交付税）

- 各特別自治区が標準的な行政サービスを担う財源を確保するためには、交付税を調整財源とする必要がある（地方税）
- 税目は、偏在性や財源調整を賄うに足る規模等を勘案して選択するが、東京都と同じ普通税の三税だけでは各区間の偏在が解消されないケースがあるため、目的税である都市計画税と事業所税についても調整財源とする方向で検討する
→ 今後、具体的に示される区割りによっては、調整財源とする税の選択が変更する可能性あり

偏在性が高く、一定の規模がある税目

- ・ 普通税 … 「法人住民税」（最大格差39.7倍） と 「固定資産税」（最大格差15.3倍）
- ・ 目的税 … 「都市計画税」（最大格差13.1倍） と 「事業所税」（最大格差23.5倍）

偏在する可能性がある税目

「たばこ税」

- ・ 現在は、市に一括して申告納税されているため、偏在性が確認できない
- ・ 昼間人口やたばこの小売販売業者の所在地に左右される可能性がある

※ 特別土地保有税 … 現在は、課税停止のため税収がないが、課税が復活すれば偏在が生じる

■ （参考）東京都区制度

都税とされている市町村税	特例の理由など
法人住民税、固定資産税 特別土地保有税	都区財政調整の財源とした理由 ・ 特別区相互間において特に税源の偏在が見られる税であること ・ 都と特別区の財源調整を賄うに足る規模を有すること ・ 税の使途が制限されていないこと
事業所税、都市計画税	都が自ら徴税し、執行 ・ 都市環境の整備事業は、広域的な地域を視野に入れて事業展開することが必要 ・ 都市計画事業のかなりの部分を都が実施

3. 制度設計試案 (2) 基本フレーム

(単位：円)

1 人あたり個人住民税

順位	団体名	金額
1	中央区	85,621
2	天王寺区	80,414

最大格差	3.6倍
------	------

2 3	生野区	35,261
2 4	西成区	23,502

平均	49,021
----	--------

1 人あたりその他の税

順位	団体名	金額
1	中央区	2,375
2	北区	1,640

最大格差	5.1倍
------	------

2 3	阿倍野区	515
2 4	西成区	470

平均	754
----	-----

1 人あたり法人住民税

順位	団体名	金額
1	中央区	353,186
2	北区	194,364

最大格差	39.7倍
------	-------

2 3	旭区	10,771
2 4	住吉区	8,905

平均	40,543
----	--------

1 人あたり固定資産税

順位	団体名	金額
1	中央区	652,550
2	北区	442,680

最大格差	15.3倍
------	-------

2 3	旭区	43,558
2 4	西成区	42,691

平均	104,445
----	---------

1 人あたり都市計画税

順位	団体名	金額
1	中央区	126,365
2	北区	73,576

最大格差	13.1倍
------	-------

2 3	東淀川区	10,822
2 4	西成区	9,660

平均	21,419
----	--------

1 人あたりたばこ税

順位	団体名	金額
1	中央区	9,991
2	西成区	9,813

最大格差	1.1倍
------	------

2 3	平野区	8,987
2 4	鶴見区	8,744

平均	9,321
----	-------

1 人あたり事業所税

順位	団体名	金額
1	中央区	69,801
2	北区	38,351

最大格差	23.5倍
------	-------

2 3	旭区	3,377
2 4	住吉区	2,967

平均	9,372
----	-------

1. 各行政区の財政状況

(1) 行政区別の歳入状況

■ 人口1人あたり税収

